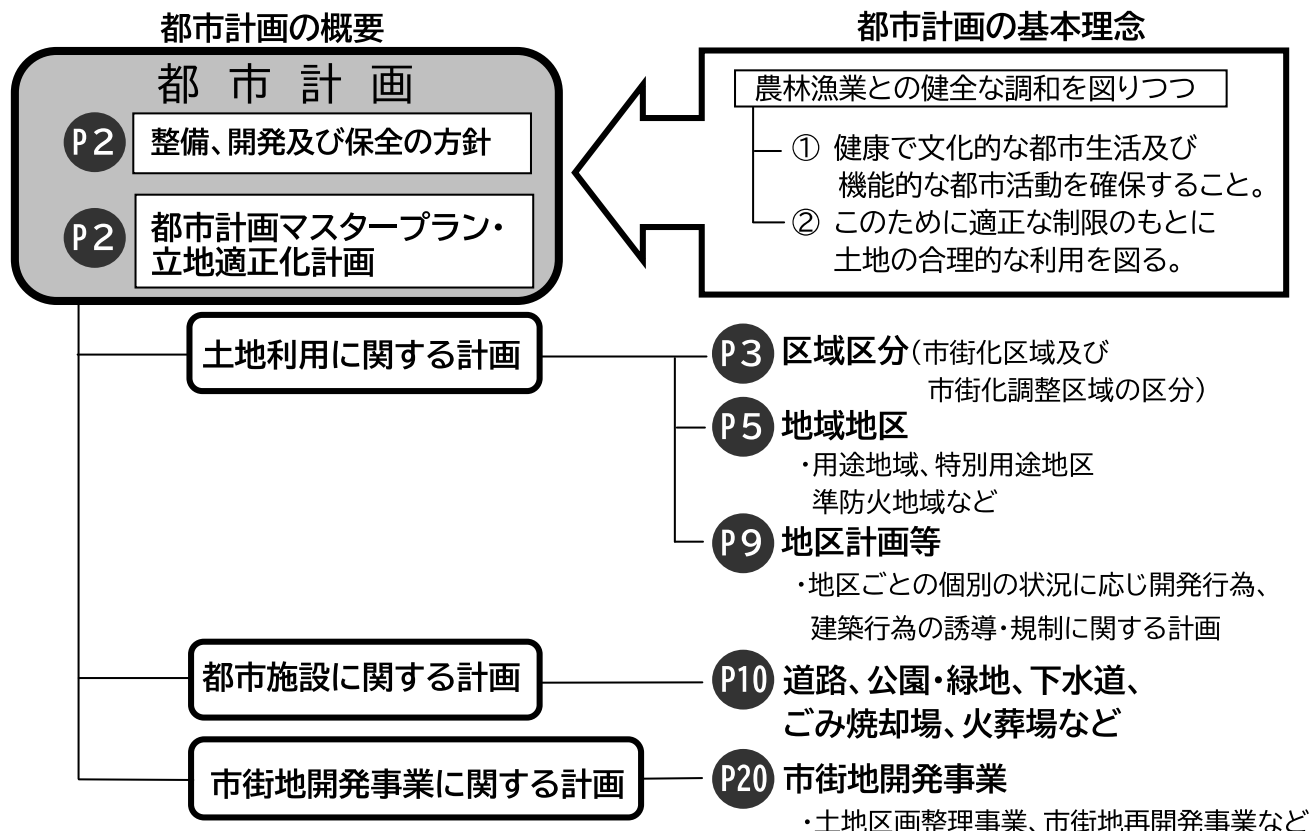


01 都市計画とは

都市計画は、まちづくりの基本的な構想(江別市の総合計画など)に基づき、土地の利用、建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、道路、公園、下水道、土地区画整理事業などの事業を実施して、住み良いまちづくりを行います。



この都市計画の内容、法定の手続、都市計画の制限や事業などについて定めているのが都市計画法で、国土利用計画法、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)などの他の土地関係法令とも密接な関連があります。

02 都市計画区域

都市計画区域とは健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法の規定が適用される区域のことです。

- ・自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。
- ・札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市の5市で構成されています。

区 域 名	市 名	都 市 計 画 区 域(決 定 事 項)			
		当 初 指定年月日	最 終 決定年月日	行政区域 の 範 囲	面 積 (ha)
札 幌 圏 都市計画区域	札 幌 市	T12. 7. 1	R3. 3.23 (道)第230号	一 部	57,584
	小 樽 市	T12. 7. 1		一 部	910
	江 別 市	S19. 5.20		全 部	18,738
	北広島市	S41. 3.20		全 部	11,905
	石 狩 市	S41. 3.20		一 部	9,493
計					98,630